２　前項の基礎年金番号通知書には、当該基礎年金番号通知書を交付する者に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　基礎年金番号

二　氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）及び生年月日

三　基礎年金番号通知書を交付する日

３　厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者に対して基礎年金番号通知書を交付するときは、当該組合員又は加入者が所属する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して交付するものとする。

（基礎年金番号通知書の再交付の申請）

第十一条　被保険者又は被保険者であつた者は、基礎年金番号通知書を滅失し、若しくは毀損したとき又は基礎年金番号通知書に記載された氏名に変更があるときは、基礎年金番号通知書の再交付を厚生労働大臣に申請することができる。

２　被保険者又は被保険者であつた者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　氏名（基礎年金番号通知書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、生年月日及び住所

二　（略）

三　基礎年金番号通知書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由

（削る）

（承認に関する通知等）

第十四条　（略）

２　厚生労働大臣は、第十一条第一項の規定により基礎年金番号通知書の再交付の申請書を受理したときは、新たに基礎年金番号通知書を作成し、これを被保険者に交付しなければならない。

（削る）

（第三号被保険者の生計維持の認定の通知等）

第十四条の二　（略）

２　（略）

３　厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、第十条第一項の規定に基づき基礎年金番号通知書を初めて被保険者の資格を取得した者に交付するときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該届出人に交付しなければならない。

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第十五条の四　法第十四条の五の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。ただし、厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知が行われる場合は、この限りでない。

一　次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　（略）

（新設）

（国民年金手帳の再交付の申請）

第十一条　被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金手帳を破り、汚し、若しくは失つたとき又は国民年金手帳に記載された氏名に変更があるときは、国民年金手帳の再交付を機構に申請することができる。

２　前項の申請をするには、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　氏名（国民年金手帳に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更後の氏名）、性別、生年月日及び住所

二　（略）

三　国民年金手帳を破り、汚し、又は失つた者にあつては、その事由

３　前項の申請書（国民年金手帳を失つたことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、国民年金手帳を添えなければならない。

（承認に関する通知等）

第十四条　（略）

２　厚生労働大臣は、国民年金手帳再交付申請書を受理したときは、新たに国民年金手帳を作成し、これを被保険者に交付しなければならない。

３　厚生労働大臣は、職権により法第七条第一項の規定による被保険者の資格を取得したことを確認したときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、その者にこれを交付することができる。

（第三号被保険者の生計維持の認定の通知等）

第十四条の二　（略）

２　（略）

３　厚生労働大臣は、第一項の通知をする場合において、法第十三条第一項の規定に基づき国民年金手帳を初めて被保険者の資格を取得した者に交付するときは、これを、第一項の通知書に添えて、当該届出人に交付しなければならない。

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第十五条の四　法第十四条の五の規定による厚生労働大臣の通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によつて行うものとする。ただし、厚生年金保険法第三十一条の二の規定による通知が行われる場合は、この限りでない。

一　次に掲げる被保険者期間の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　（略）